（前のページより続き）
○不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する件（同一二八六）　二三
○租税特別措置法施行令第四十三条の三第六項の規定に基づく告示（同一二八七）　二三
○地方税法施行令附則第七条第十九項第五号の規定に基づき協議した事項を定める告示（同一二八八）　二三
○登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示（同一二八九）　二三
○道路に関する件
（東北地方整備局二二二～二二四）　二三
○道路に関する件
（関東地方整備局五〇一）　二四
○都市計画に関する件（同五〇二）　二四
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
（北陸地方整備局一一二）　二五
○道路に関する件（同一一三、一一四）　二五
○都市計画に関する件
（中部地方整備局二〇八）　二五
○道路に関する件（同二〇九～二一四）　二五
○道路に関する件
（中国地方整備局一七二～一七五）　二五
○道路に関する件
（九州地方整備局二二三、二二四）　二五
○道路に関する件
（北海道開発局一四三、一四四）　二五

〔官庁報告〕

官庁事項

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　二六
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　二六

産　業

日本工業規格（経済産業省）　二七
標準仕様書（TS）の継続について（同）

国家試験

第四十六回核燃料取扱主任者試験の施行（原子力規制委員会）　二八
第五十六回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行（同）

公　聴　会

米盛病院ヘリポートの設置に関する公聴会（大阪航空局）　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三四八号）（内閣官房）

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第八九号）附則第一項ただし書に規定する施行期日を、平成二六年一月七日とすることとした。

◇安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三四九号）（内閣官房）

1　内閣官房組織令の一部改正（第一条関係）

国家安全保障局に属する内閣審議官及び内閣参事官の職務を定めることとした。

2　行政機関職員定員令の一部改正（第二条関係）

国家安全保障局の設置に伴い、内閣の機関の定員を一〇人増員することとした。

3　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正（第三条関係）

国家安全保障局における行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書の開示について、内閣総理大臣は、その権限又は事務を国家安全保障局長に委任できることとした。

4　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正（第三条関係）

国家安全保障局における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく、行政機関における個人情報の取扱い、個人情報ファイル簿の作成及び公表並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止について、内閣総理大臣は、その権限又は事務を国家安全保障局長に委任できることとした。

5　職員の退職管理に関する政令の一部改正（第四条関係）

国家公務員法第一〇六条の三に規定する局等組織について、国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局に準ずる国の部局に当たるものとして国家安全保障局を規定することとした。

6　この政令は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第八九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二六年一月七日）から施行することとした。

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三五〇号）（外務省）

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第四二号）附則第一項ただし書に規定する規定は、平成二六年一月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三五一号）（外務省）

1　在ベレン日本国総領事館に関する部分を削ることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　この政令は、平成二六年一月一日から施行することとした。

◇総合特別区域法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三五二号）（内閣官房）

総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二五年法律第五三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年三月三一日とすることとした。

◇総合特別区域法施行令の一部を改正する政令（政令第三五三号）（内閣官房）

1　総合特別区域法において規定する指定自家用貨物自動車の自動車検査証等に関する国土交通大臣の権限は、指定自家用貨物自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に委任することとした。（第四条第一項関係）

2　1の規定により地方運輸局長に委任された権限は、指定自家用貨物自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に委任することとした。（第四条第二項関係）